

株式会社アドゲイン広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社アドゲインの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 掲載する広告は、広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、株式会社アドゲインに不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (2) 政治性のあるものや選挙に関するもの
- (3) 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- (4) 個人・団体の意見広告と名詞広告
- (5) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (6) 人事募集にかかるもの
- (7) 法令等に違反するもの
 - ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
 - イ 開発許可や建築確認を受けていない物件のシリーズ広告・予告広告
 - ウ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのあるものや、差別を助長するもの
- (8) 社会的な生活的観点からみて適切でないもの
 - ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力団的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告
 - ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業で規制される営業行為等
 - エ 貸金業の規則等に関する法律第2条に規定する貸金業
 - オ 都道府県知事または市町村などの許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告
 - カ 文部科学省・都道府県の許可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告
(ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている場合は除く)
 - キ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
- (9) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされる広告

- イ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
- ウ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりするなどの広告
- エ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業の広告
- オ 自分の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告
- カ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大するなど、過度の宣伝になるもの
- キ 過去 5 年間に公的機関、行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告
- ケ 住宅等の物件については、次の各項に該当しないもの

(ア) 事業主が東京証券取引所、または、大阪証券取引所の上場企業である
(非上場の場合、以下のいずれかであること)

- ・ 上記の上場 100%出資子会社
- ・ 上場企業が主要株主でグループ企業、銀行、生保で発行済株式総数の過半数を保有している

(イ) 広告対象物件が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号)に規定された瑕疵保障制度及び住宅性能表示制度の適用をうけていること

(10) 次に掲げる広告

- ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
- イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作となどみなされる表現のもの
- ウ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告
- エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
- オ あたかも株式会社アドゲインが推奨しているような表現のもの
- カ 本ホームページの一部であると混同する恐れのある広告

(11) その他前各号に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し、広告掲載審査は株式会社アドゲインが判断する

(広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

- (1) 縦 60 ピクセル、横 230 ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG
- (3) データ容量 40KB 以下
- (4) 画像が変化又は移動する場合は目への負担が大きくなるように、また交感受性発作を誘発させないようにしなければならない

(掲載期間)

第 4 条 広告を掲載する期間は、掲載日より 1 年間とする。

(掲載料金)

第 5 条 掲載料は、別途協賛申込書による。

(掲載の申し込み)

第 6 条 広告掲載希望者は、株式会社アドゲイン申込書による。

(掲載決定等)

第 7 条 株式会社アドゲインは、広告掲載の可否を決定したときは、その結果をメール等により広告掲載希望者へ通知する。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告掲載料は、掲載決定後、株式会社アドゲインが指定する期日までに、一括前納するものとし、指定する期日までに納付がない場合は、広告掲載を取り消すものとする。

(広告内容等の変更)

第 9 条 株式会社アドゲインは、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 10 条 株式会社アドゲインは、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿(データ)がないとき
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (3) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先のホームページの内容が、各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、またはこの要綱にて抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) その他、本ホームページへの広告掲載が適切でないと株式会社アドゲインが判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第 11 条 広告主は自己の都合により、本ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする

- (2) 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 株式会社アドゲインの責に帰すべき事由により、広告が掲載できないときは、納付済みの広告掲載料を返還する

(2) 前項の規定により返還する広告掲載料は、別途協議のうえ決定するものとする。

(3) 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第 13 条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は株式会社アドゲインが定める。